

今後の推進体制について

土地区画整理事業は、住民の皆様のご意見を伺いながら、一日も早い生活再建に向け、進めて行きます。しかし、益城町の人員や財政面を考えると、単独での事業実施は厳しい状況であり、事業施行の段階で県に担って頂くことを考えています。

今後は、「区画整理事業の前面には町が出ていきながら、人的、財政的支援を県へ担っていただく」という考えで、県に対して要請を行っていきます。

「被災市街地復興推進地域（H29.3都市計画決定）」

被災市街地復興特別措置法第6条の解説（関係部のみ）

- ・被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、市町村がその中心的な役割を果たすこと
- ・土地区画整理事業などの都市計画が定められている場合には市町村に施行の責務が存すること
- ・しかし、市町村が土地区画整理事業等の必要な全ての地区において事業を施行することは執行体制等の点から困難な場合が予想されることから、都道府県等が事業を施行できること